

資料編

第四次熱海市総合計画前期基本計画策定の経過

日 付	経 過
平成21年4月17日	第四次熱海市総合計画策定基本方針決定
4月22日	各課作成の計画等の調べ
6月4日	策定委員会・分科会・ワーキンググループ・オブザーバーの決定
6月10日	部門別市民会議委員募集
6月11日	第三次総合計画後期基本計画の施策実施状況調べ
6月15日	第四次熱海市総合計画に係るアンケート調査(2000名抽出、回答746名)
6月26日	市民会議団体推薦委員募集
8月5日～ 10月31日	市民委員・ワーキンググループによる前期基本計画素案作成合同作業(34回)(生活・福祉6回、安全・環境7回、教育・文化6回、観光・産業7回、都市基盤8回)
10月16日	計画推進部門について関係各課照会
12月7日	議員への計画策定までのスケジュール説明及び基本計画素案に対する意見募集
12月10日～ 平成22年1月22日	前期基本計画素案に対する意見募集(意見提出用紙全戸配布、各報道機関、本庁1階ロビー、支所、出張所、初島)(回答236件)
12月16日～ 平成22年1月22日	職員への前期基本計画素案に対する意見募集
3月2日～ 11月19日	策定委員会(10回)
4月12日～ 5月31日	分科会による基本計画案作成(52回) (生活・福祉9回、安全・環境10回、教育・文化6回、観光・産業9回、都市基盤9回、計画推進9回)
6月29日	議会への基本構想案・基本計画案の説明会
7月5日～ 8月6日	パブリックコメント実施
7月20日～ 7月22日	議会各会派への基本構想案・基本計画案の説明会

日 付	経 過
9月22日～ 10月5日	総合計画審議会委員の選定・依頼
10月15日	総合計画審議会委員委嘱状交付式及び第1回総合計画審議会(諮問)
10月22日～ 11月5日	総合計画審議会(部会) (第1部会3回、第2部会2回、第3部会3回)
11月11日	第2回総合計画審議会
11月16日	総合計画審議会正副会長・正副部会長会議
11月17日	第3回総合計画審議会
11月19日	答申
11月19日	策定委員会 審議会答申に基づく計画の修正の確認、承認
11月30日	市議会基本構想案上程
12月17日	基本構想議決

熱海市総合計画審議会条例

昭和50年11月1日

条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、熱海市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第2条第4項の規定により定める市の基本構想に関する事。
- (2) 市の基本構想に基づく総合計画の策定に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 公共的団体の役員又は職員
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他市長が特に必要と認めた者
- (平17条例17・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(平元条例6・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第6号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

熱海市総合計画審議会の部会に関する要領

(設置)

第1条 この要領は、熱海市総合計画審議会条例(以下「条例」という。)の規定に基づく審議会(以下「審議会」という。)の部会(以下「部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第7条の規定による部会は、次のとおりとする。

部会名	定員	所掌事項
第一部会	6人以内	基本構想及び基本計画のうち、「生活・福祉」及び「安全・環境」の各部門に関する事項
第二部会	7人以内	基本構想及び基本計画のうち、「教育・文化」及び「観光・産業」の各部門に関する事項
第三部会	6人以内	基本構想及び基本計画のうち、「都市基盤」及び「計画推進」の各部門に関する事項

(会長及び副会長)

第3条 部会長及び副部会長は、部会に関する委員のうちから会長が指名する。

(部会長の職務)

第4条 部会は、部会長が審議会の会長の承認を経て召集し、座長となる。

2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会に属する委員(以下「部会委員」という。)の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第6条 部会長は、部会の審議経過及び結果について審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月15日から施行する。

熱総行 第 96 号
平成22年10月15日

熱海市総合計画審議会
会 長 宮崎 和作 様

熱海市長 齊 藤 栄

第四次熱海市総合計画基本構想案及び前期基本計画案について(諮問)

第四次熱海市総合計画基本構想(平成23年度～平成32年度)及び前期基本計画(平成23年度～平成27年度)の策定にあたり、別添の基本構想案及び前期基本計画案について貴審議会の意見を求めます。

熱総審 第 1 号
平成22年11月19日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市総合計画審議会
会 長 宮崎 和作

第四次熱海市総合計画基本構想案及び前期基本計画案について(答申)

平成22年10月15日付け、熱総行第96号で諮問のありました第四次熱海市総合計画基本構想案及び前期基本計画案について、当審議会で慎重に審議しました結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

答申に関する修正部分一覧

基本構想

2 計画の構成 ■ 基本構想

【変更前】計画期間は、平成32年度(2020年度)までの10年間です。

【変更後】計画期間は、平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間です。

2 計画の構成 ■ 基本計画

【変更前】ここでは、平成27年度(2015年度)までの5年間を計画期間とした「前期計画」を定めています。

【変更後】ここでは、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間を計画期間とした「前期計画」を定めています。

3 目標人口

【変更前】本市の人口は減少傾向にあり、…平成32年(2020年)における本市の総人口は、約34,000人に減少すると予測されています。

【変更後】本市の人口は減少傾向にあり、…平成32年(2020年)における本市の総人口は、約34,000人に減少し、高齢化率は45.4%に増加すると予測されています。

4 将来都市像 I 将来都市像と方向性

【変更前】観光ニーズが変化し多様化する中で、熱海の持っている資源や魅力を見直し、新たな観光・湯治スタイルにより経済活性化の取り組みが求められています。

【変更後】観光ニーズが変化し多様化する中で、熱海の持っている資源や魅力を見直し、体験型観光や健康と温泉を結ぶような新たな観光・湯治スタイルにより経済活性化の取り組みが求められています。

4 将来都市像 I 将来都市像と方向性

【変更前】温暖な気候と温泉に恵まれた熱海は、自然の恵みによって発展してきたまちでもあります。

【変更後】温暖な気候と温泉に恵まれた熱海は、自然の恩恵によって発展してきたまちでもあります。

4 将来都市像 I 将来都市像と方向性

【変更前】以上のような多くの課題に取り組み、改善しながら、地域資源の恵みに感謝し、熱海に誇りを持って、市民による市民のためのまちづくりを進め、豊かな暮らし、ゆつたりと和らぎ、本市の目指す将来都市像を次のように掲げます。

【変更後】以上のような多くの課題に取り組み、市民のためのまちづくりを市民と行政の協働で進め、地域資源の恵みに感謝し、市民が熱海に誇りを持って豊かに暮らし、訪れる人々を市全体で温かく迎えるまち「楽園都市 熱海」を目指し、本市の将来都市像を次のように掲げます。

4 将来都市像 I 将来都市像と方向性

【変更前】住むひとに誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海

【変更後】住むひとが誇りを 訪れるひとに感動を 誰もが輝く楽園都市 熱海

4 将来都市像 I 将来都市像と方向性

【変更前】そして、その取り組む創造を『豊かなくらしの創造』…対応していきます。

【変更後】(「Ⅱ 3つの創造と取り組む柱」及び「Ⅲ 将来都市像実現のための推進力」の冒頭部分に移動)

4 将来都市像 II 3つの創造と取り組む柱 1.豊かなくらしの創造

【変更前】II 3つの創造と取り組む柱

1.豊かなくらしの創造

【変更後】II 3つの創造と取り組む柱

将来都市像の実現に向けた取り組みを「豊かなくらしの創造」・「賑わいと癒しの創造」・「人と自然が共生する社会の創造」とし、それぞれの施策の柱を掲げます。

1. 豊かなくらしの創造

4 将来都市像 II 3つの創造と取り組む柱 1.豊かなくらしの創造

【変更前】それは、熱海の持つ・・・また、暮らしに魅力を感じ「住んでみたい」と思う人々が増える環境の整ったまちとなることです。

【変更後】それは、熱海の持つ・・・また、暮らしに魅力を感じ「住んでみたい」と思う人々が増える環境の整ったまちとなることです。

さらに、温泉の利用最適化の研究を進め、全ての市民が温泉の恩恵を享受できる環境を目指します。

4 将来都市像 II 3つの創造と取り組む柱 2.賑わいと癒しの創造

【変更前】風光明媚、気候温暖にして、質・量共に豊富な温泉など多くの地域資源を有している熱海は、その昔から湯治場として栄えてきました。

【変更後】風光明媚、気候温暖にして、質・量共に豊富な温泉など多くの地域資源を有している熱海は、その昔から湯治場としても栄えてきました。

4 将来都市像 II 3つの創造と取り組む柱 2.賑わいと癒しの創造

【変更前】広域観光圏の取り組みや、・・・現代の湯治場を創造し、訪れた人が「長く滞在したい」「また来たい」と感じる「くつろげる」環境を整え、多くの人が保養に訪れる、世界に開かれた観光都市を目指します。

【変更後】広域観光圏の取り組みや、・・・現代の湯治場を創造し、訪れた人が「長く滞在したい」「また来たい」「くつろげる」と感じる環境を整えるとともに国際観光地づくりを推進し、外国人観光客を含む多くの人が保養に訪れる、世界に開かれた観光都市を目指します。

4 将来都市像 III 将来都市像実現のための推進力

【変更前】III 将来都市像実現のための推進力

1.市民の力

【変更後】III 将来都市像実現のための推進力

将来都市像を実現するための推進力として、市民や産業のエネルギーを「市民の力」、「産業の力」、目標実現に向けた様々な施策を展開する上で必要になる行政のあり方を「行政の力」と位置付けました。

1. 市民の力

前期基本計画

1.生活・福祉部門 計画概要

【変更前】市民一人ひとりが地域社会の一員として豊かに生きることができるようにするため、・・・

【変更後】地域福祉については市民一人ひとりが地域社会の一員として豊かに生きることができるようにするため、・・・

1. 生活・福祉部門 計画概要

【変更前】児童福祉については、*合計特殊出生率(解説P.96)が低下するなか、地域全体で子どもを産み育てやすい環境をつくるため、地域子育て支援拠点の整備や地域性を考慮した保育サービスの充実をはじめ、安心して子育てができるやさしいまちづくりを推進する。

【変更後】児童福祉については、安心して子どもを産み育てることができるよう、地域子育て支援拠点の整備や地域性を考慮した保育サービスを充実するとともに、地域全体で子どもの見守りができる環境整備を進め、子育てにやさしいまちづくりを目指す。

1. 生活・福祉部門 計画概要

【変更前】障がい福祉については、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、サービスや支援体制を充実するとともに社会参加を促進するための地域交流を支援する。

【変更後】障がい福祉については、障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、身近な相談窓口の設置や就労支援、種々のサービス情報の提供を進めるとともに、社会参加を促進するための地域交流を支援する。

1. 生活・福祉部門 計画概要

【変更前】高齢者福祉については、高齢者が健康でいきいきと生活することができるよう、豊富な経験と知識を生かした子育て支援など、新たな分野においても活躍できるよう支援するとともに、多様化するニーズを把握し、新たな福祉サービスの導入やいつまでも健康に過ごせるよう、誰もが参加できる介護予防事業を推進する。

【変更後】高齢者福祉については、高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、長年培った豊富な経験と知識を生かした生きがいつくりの支援や身近な相談窓口の設置など、「福祉」と「介護」の充実を図り、住み慣れた地域で安心して共にささえあうまちづくりを目指す。

1. 生活・福祉部門 計画概要

【変更前】地域医療については市民一人ひとりが、地域で安心して医療が受けられるよう関係機関との連携を強化していく。

【変更後】地域医療については市民一人ひとりが、地域で安心して医療が受けられるよう関係機関との連携をさらに強化していく。

1. 生活・福祉部門 共に支えあい、やさしい絆(きずな)と笑顔あふれるまちづくり(現状と課題)

【変更前】高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉などの様々な制度に関する相談窓口が整備されつつあるが、当事者が悩みを抱え込まないように、身近に相談できる体制づくりが必要である。

【変更後】高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉などの様々な制度に関する相談窓口が整備されつつあるが、当事者が悩みを抱え込まないように、身近で気軽に相談できる体制づくりが必要である。

1. 生活・福祉部門 共に支えあい、やさしい絆(きずな)と笑顔あふれるまちづくり

(1)互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり

【変更前】1. 地域福祉を推進していくため、民生委員・児童委員などの活動を支援するとともに、地域を支えるボランティアの育成を社会福祉法人熱海市社会福祉協議会とともに進める。

【変更後】1. 地域福祉を推進していくため、民生委員・児童委員などの活動を支援するとともに、地域を支える人づくりを社会福祉法人熱海市社会福祉協議会とともに進める

1. 生活・福祉部門 共に支えあい、やさしい絆(きずな)と笑顔あふれるまちづくり

(1)互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり

【変更前】3. 高齢者、障がいのある人、子育て支援など、全ての地域福祉活動が充実して行えるよう、社会福祉法人熱海市社会福祉協議会を中心とした体制づくりを支援する。

【変更後】3. 高齢者、障がいのある人、子育て支援など、全ての地域福祉活動が充実して行えるよう、地域福祉事業を展開している社会福祉法人熱海市社会福祉協議会を中心とした体制づくりを支援する。

1. 生活・福祉部門 共に支えあい、やさしい絆(きずな)と笑顔あふれるまちづくり
(1)互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり

【変更前】4. 地域福祉の担い手となる住民が、気軽に集い、情報交換できる場が必要であるため、様々な既存施設や地域の資源を有効に活用し、地域福祉活動の拠点整備を支援する。

【変更後】4. 地域福祉の担い手となる住民が、気軽に集い、情報交換できる場が必要であるため、様々な既存施設や地域の資源を有効に活用した地域交流の場づくりを支援する。

1. 生活・福祉部門 共に支えあい、やさしい絆(きずな)と笑顔あふれるまちづくり
(2)誰もが気軽に相談できる体制づくり

【変更前】2. 民生委員・児童委員への情報提供や研修会を定期的実施し、地域における見守りや誰もが身近に相談できる支援体制を強化する。

【変更後】2. 身近な相談員でもある民生委員・児童委員への情報提供や研修会を定期的実施し、地域における見守りや誰もが気軽に相談できる支援体制を強化する。

1. 生活・福祉部門 夢と希(のぞみ)あふれる、子育てにやさしいまちづくり
(2)保育サービスの充実

【変更前】2. 多様化する幼児教育、保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園が柔軟に連携し、地域の子育て支援の中核としての機能充実に推進する。

【変更後】2. 多様化する幼児教育、保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園が柔軟に連携し、地域の子育て支援の中核としての機能を充実する。

1. 生活・福祉部門 夢と希(のぞみ)あふれる、子育てにやさしいまちづくり
(2)保育サービスの充実

【変更前】3. 園児の安全を確保するため、保育園の施設環境整備の充実と改善に取り組む。

【変更後】3. 園児の安全を確保するため、保育園の施設環境の整備と改善に取り組む。

2. 安全・環境部門 計画概要

【変更前】また、市民主体の安全・安心なまちづくりを実現するためには、・・・防犯意識の向上につなげていかなければなりません。

【変更後】また、市民主体の安全・安心なまちづくりを実現するためには、・・・防犯意識の向上につなげていかなければならない。

2. 安全・環境部門 計画概要

【変更前】災害対策については、災害時の迅速な対応が必要であることから、医療機関や消防団、災害ボランティア等との連携を進め、防災体制を強化する。また、地域の実情に即した、実践的な防災訓練の実施と防災講演会や出前講座を行い自主防災会の強化育成に努め、過去の災害の教訓から、建物の耐震化や家具の固定化を促進することにより被害の軽減化を図る。さらに、高齢者や障がいのある人などの災害時要援護者の把握に努め、早期避難態勢を確立するとともに、観光客が安心して過ごすことができるよう、緊急時の一時避難場所や食糧などを確保するため、旅館・ホテルとの協力体制を推進しなければならない。

【変更後】防災については、災害時の迅速な対応が必要であることから、関係機関との連携を進め、防災体制を強化する。また、実践的な防災訓練の実施や出前講座などを行い自主防災会の強化育成に努め、過去の災害の教訓から、建物の耐震化や家具の固定化の促進により被害の軽減化を図る。さらに、災害時要援護者の把握に努め、早期避難態勢を確立するとともに、観光客が安心して過ごすことができるよう、緊急時の一時避難場所や食糧などを確保するため、旅館・ホテルとの協力体制を推進する。

大災害や大事故、感染症等の危機事案に対しては、被害を防止・軽減するため危機管理指針を策定する。

2. 安全・環境部門 計画概要

【変更前】火災予防については、住宅火災による高齢者の被害を軽減するため、高齢者世帯宅の防火訪問や住宅用火災警報器の設置を更に推進する。

消防活動については、災害や事故の多様化、大規模化に的確に対応するためには、出動体制、消防車両、専門要員の確保等が必要となることから、近隣市町との消防救急の広域化を進める。

救急活動については、救命率の向上を図るため、*A E D (解説P.94) 普及講習会の開催、救急救命士の養成や医療機関との連携の強化を推進する。

【変更後】消防・救急活動については、住宅火災による高齢者の被害を軽減するため、高齢者世帯宅の防火訪問や住宅用火災警報器の設置を更に推進し、予防対策を図るとともに、災害や事故の多様化、大規模化に的確に対応するためには、出動体制、消防車両、専門要員の確保等が必要となることから、近隣市町との消防救急の広域化を進める。

また、救命率の向上を図るため、*A E D (解説P.94) 普及講習会の開催、救急救命士の養成や医療機関との連携の強化を推進する。

2. 安全・環境部門 計画概要

【変更前】防犯対策については、情報技術の進歩により、インターネット等を利用した新たな犯罪が増加しているため、市民への十分な情報提供や相談体制を充実する。また、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域による防犯活動や防犯教育を推進し、犯罪のないまちづくりに努める。

交通安全対策については、飲酒運転の根絶や交通ルールの遵守など、交通安全意識の啓発活動を推進するとともに、高齢者や子どもに対し交通安全教育を充実する。また、交通事故を未然に防ぐため交通安全施設の整備など、交通環境の改善に努める。

【変更後】防犯・交通安全については、情報技術の進歩により、インターネット等を利用した新たな犯罪が増加しているため、市民への十分な情報提供や相談体制を充実する。また、高齢者や子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域による防犯活動や防犯教育を推進し、犯罪のないまちづくりに努める。

飲酒運転の根絶や交通ルールの遵守など、交通安全意識の啓発活動を推進するとともに、高齢者や子どもに対し交通安全教育を充実する。また、交通事故を未然に防ぐため交通安全施設の整備など、交通環境の改善に努める。

2. 安全・環境部門 計画概要

【変更前】環境問題については、日常生活と深く関わっていることから、市民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄型の生活から、省エネ、省資源、再利用などを心掛けた環境にやさしい循環型の生活様式に変えていくよう市民に啓発するとともに、太陽光発電等の新エネルギー導入の推進などにより、*低炭素社会(解説P.98)の構築を目指す。

【変更後】環境保全については、日常生活と深く関わっていることから、市民一人ひとりが、大量消費、大量廃棄型の生活から、省エネ、省資源、再利用などを心掛けた環境にやさしい循環型の生活様式に変えていくよう市民に啓発するとともに、太陽光発電等の新エネルギー導入の推進などにより、*低炭素社会(解説P.98)の構築を目指す。

2. 安全・環境部門 災害対策(5)地震に強いまちづくり

【変更前】3. 避難場所となる公共施設の耐震性の強化を進めるとともに、防災の拠点となる庁舎の耐震化を図る。

【変更後】3. 避難場所となる公共施設の耐震性の強化を進めるとともに、防災の中心拠点となる庁舎の耐震化を図る

2. 安全・環境部門 消防活動(2)消防体制の充実と強化

【変更前】3. 多様化する消防救急業務に対応するため、広域における消防救急体制の充実に努める。

【変更後】3. 多様化する消防救急業務に対応するため、近隣市町との*消防相互応援協定に基づく消防救急体制の充実に努める。

(用語解説に追加)

消防相互応援協定

消防組織法第39条に基づき、火災その他の災害及び救急事故が発生した場合、相互間の消防力を活用し、災害の被害を最小限度に防止することを目的に締結する協定で現在、湯河原町・伊東市・田方地区と締結している。

2. 安全・環境部門 犯罪防止対策(1)防犯意識の高揚

【変更前】2. 振り込め詐欺や個人情報流出による犯罪に対処するため、十分な情報の提供や相談体制の充実を図る。

【変更後】2. 振り込め詐欺や個人情報流出による犯罪に対処するため、十分な情報の提供や相談体制を充実し、特に高齢者への啓発活動を強化する。

2. 安全・環境部門 かしこい消費者(1)消費者教育の充実

【変更前】2. 消費生活に関する正しい知識を身につけ、適切な消費行動をとることができる教育・啓発事業の推進を図る。

【変更後】2. 消費生活に関する正しい知識を身につけ、*クーリング・オフなどの適切な消費行動をとることができる教育・啓発事業の推進を図る。

(用語解説に追加)

クーリング・オフ

冷静な判断ができないまま契約してしまいがちな販売方法や、悪質商法から、消費者を守る制度で、一定期間内に書面で通知すれば無条件で契約解除できるというもの。

2. 安全・環境部門

【変更前】[1]環境問題

【変更後】[1]環境保全

2. 安全・環境部門 環境保全対策(現状と課題)

【変更前】化石エネルギーに依存した現在の社会から脱却し、「*低炭素社会(解説P.124)づくりを進めることが必要となっている。

【変更後】石油や石炭などの化石燃料に依存した現在の社会から脱却し、「*低炭素社会(解説P.124)づくりを進めることが必要となっている。

2. 安全・環境部門 ごみ・し尿処理対策(1)ごみをつくらない工夫

【変更前】2. 販売業者の協力を得て、マイバッグの買い物客に対するサービスの強化など、*「マイバック運動」の普及に努める。

【変更後】2. 販売業者の協力を得て、レジ袋の無料配布の廃止など、*「マイバック運動」の普及に努める。

3. 教育・文化 地域社会の教育力(2)家庭・地域・学校の連携

【変更前】3. 地域安全コミュニティ会議の活動を通じ、温かい言葉や雰囲気は漂う、安全なまちづくりを推進する。

【変更後】3. 地域安全コミュニティ会議の活動を通じ、温かい言葉や雰囲気が漂う安全なまちづくりのために、あいさつ・声掛け運動を推進する。

3. 教育・文化 幼児教育の充実(1)幼児教育の推進

【変更前】6. 幼児教育、保育のニーズが多様化する中で、地域の幼児教育の中核としての機能充実を図り、子育て支援を推進する。

【変更後】6. 幼児教育、保育のニーズが多様化する中で、幼稚園・保育園は地域の幼児教育の中核としての機能充実を図り、子育て支援を推進する。

4. 観光・産業 賑わいあふれる観光(2)温泉情緒の演出

【追加】4. 街に賑わいをもたらす、観光産業を支える芸妓組合や飲食関係組合等への支援をする。

4. 観光・産業【2】【2】【1】農林業の振興(2)地元特産物の生産促進とブランド化

【変更前】5. 教育機関と連携を図り、地元の特産物を使用した食育教育を実施する。

【変更後】5. 学校給食への食材供給や農産物の収穫体験を通じた食育教育を推進する。

5. 都市基盤 地域公共交通の活性化(現状と課題)

【変更前】地球温暖化の環境に与える影響を減らすために、バスや鉄道をはじめとする公共交通機関の利用が求められている。

【変更後】地球温暖化の環境に与える影響を減らすために、公共交通機関であるバスやタクシー、鉄道の利用が求められている。

5. 都市基盤 地域公共交通の活性化(2)利便性の向上

【変更前】3. 交通空白地域、交通不便地域への対応は、バス事業者等と協調しながら全市的な実体を調査し、運行方法を検討する。

【変更後】3. 交通空白地域、交通不便地域への対応は、バス及びタクシー事業者と協調しながら全市的な実態を調査し、運行方法を検討する。

5. 都市基盤 情報化への対応(2)ネットワークの充実

【変更前】2. 情報ネットワークを活用し、各種行政サービスを総合的、複合的に提供するワンストップサービス(解説P. 126)や公共施設・コンビニ等で各種証明書を発行できるように検討し、利便性の高い公共サービスを目指す。

【変更後】2. 情報ネットワークを活用していく中で、公共施設・コンビニ等で各種証明書を発行できるように検討し、利便性の高い公共サービスを目指す。

5. 都市基盤 情報化への対応(3)セキュリティ対策の充実

【追加】2. 個人情報の一層の保護に向け、市が保有する個人情報の適正な取扱いの徹底に努める。

5. 都市基盤 情報化への対応(3)セキュリティ対策の充実

【追加】3. 不正アクセスに対応するため、情報の取扱いを厳密に行うとともに漏洩対策を強化する。

6. 計画推進 市民参加による市政の推進(現状と課題)

【変更前】市民参加による市政の推進を図るには、市民と行政が互いに行政情報を共有できる仕組みが必要となる。このため、本市では情報公開制度の条例を制定し市民に開示請求権を保障するなど、情報提供を推進している。

【変更後】市民と行政が互いに行政情報を共有できる仕組みを通して、市民参加による市政の推進を図る必要がある。このため、本市では情報公開制度の条例を制定し市民に開示請求権を保障するなど、情報提供を推進している。

6. 計画推進【1】【2】【1】市民参加による市政の推進(2)積極的な情報公開の推進

【変更前】(2)積極的な情報公開の推進と個人情報の保護

【変更後】(2)積極的な情報公開の推進

6. 計画推進 市民参加による市政の推進(2)積極的な情報公開の推進

【変更前】3. 個人情報の一層の保護に向け、市が保有する個人情報の適正な取扱いの徹底に努める。

【変更後】3. 個人情報の一層の保護に向け、市が保有する個人情報の適正な取扱いの徹底に努める。
(再掲)

6. 計画推進 市民参加による市政の推進(2)積極的な情報公開の推進

【削除】4. 不正アクセスに対応するため、情報の取扱いを厳密に行うとともに漏洩対策を強化する。

6. 計画推進 効率的な行財政運営(2)効率的な事務事業の推進

【変更前】1. 市民の利便性や事務の効率化を図るため、情報通信技術の進展に対応した行政情報の電子化を推進し、事務処理能力や情報発信能力を向上させる。

【変更後】1. 市民の利便性や事務の効率化を図るため、各種行政サービスを総合的、複合的に提供するワンストップサービス(解説P. 126)について検討するとともに、情報通信技術の進展に対応した行政情報の電子化を推進し、事務処理能力や情報発信能力を向上させる。

6. 計画推進 効率的な行財政運営(3)組織・機構の改革

【変更前】2. 限られた職員数で効率的に業務を遂行するため、事務分掌の見直しや従来の枠にとられないフラットな組織と柔軟な機構を構築していく。

【変更後】2. 限られた職員数で効率的に業務を遂行するため、事務分掌の見直しや従来の枠にとられないフラットな組織(解説P. 125)と柔軟な機構を構築していく。

(用語解説に追加)

フラットな組織

職員の階級を圧縮することによって命令機構を早くする職のフラット化及び課・係制を室制・班制にし、情報共有して係の壁をなくす組織上のフラット化を指す。

6. 計画推進 効率的な行財政運営(5)自主・自立的な市政運営への取り組み

【削除】4. 地域主権型社会において地方都市間競争に対応するため、本市の魅力や価値の向上を図り地域経済の活性化を推進するシティプロモーションを展開する。

6. 計画推進 効率的な行財政運営(6)シティプロモーションの推進

【追加】(6)シティプロモーションの推進

1. 地域主権型社会において地方都市間競争に対応するため、本市の魅力や価値の向上を図り地域経済の活性化を推進するシティプロモーションを展開する。

その他

用語解説の解説すべき文言には、掲載されている本文のページ数を全て掲載する。

熱海市総合計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	団 体 名
会 長	宮崎 和作	学識経験者
副 会 長	瀧野 慶子	熱海女性連絡会

役 職	氏 名	団 体 名
第一部会 【生活・福祉部門】 【安全・環境部門】	◎高橋 和美	(福)熱海市社会福祉協議会
	○土屋 隆	熱海市民生委員児童委員協議会
	小坂 博	熱海市医師会
	芹澤 淳二	熱海市自主防災会連合会
	瀧野 慶子	熱海女性連絡会
	牧野 克昭	熱海市消防団
第二部会 【教育・文化部門】 【観光・産業部門】	◎森田 金清	(社)熱海市観光協会
	○紺野 公也	熱海市文化団体連合会
	内田 進	熱海温泉ホテル旅館協同組合
	菊地 昭夫	熱海商工会議所
	土屋 壽良	あいら伊豆農業協同組合
	長津 浩之	熱海市PTA協議会
	藤間 常夫	熱海市体育指導委員会
第三部会 【都市基盤部門】 【計画推進部門】	◎津田 博之	熱海市町内会長連合会
	○渡邊 修	熱海建設業協会
	赤尾 光一	(社)熱海青年会議所
	宮崎 和作	学識経験者
	若林 直	(社)静岡県建築士会熱海支部
	和田 芳治	熱海営業自動車組合

※◎は部会長、○は副部会長 ※50音順、敬称略

熱海市総合計画 市民会議委員名簿

部門	氏名	公募・団体推薦
生活・福祉	岩瀬 輝美	熱海市身体障害者福祉会
	清浦 當子	公募
	菅沼 敏男	公募
	鈴木 昭三	熱海市民生委員児童委員協議会
	高森 由子	親子サポート・楽ママくらぶ
	藤森 栄治	公募
	柳 道彦	公募
	安全・環境	石塚 周三
井上 靖子		熱海市消防団（女性消防部）
上原 通子		熱海女性連絡会
柴田 晃一		公募
中田 稔		公募
府馬 雅典		公募
矢田 稔		公募
教育・文化	浅野 祥司	熱海市PTA協議会
	池田 直文	熱海市体育指導委員会
	白井 洋	公募
	土屋 雅子	熱海市文化団体連合会
	中井 正勝	公募
	橋本 志郎	公募
	南 誠	公募

部門	氏名	公募・団体推薦
産業・観光	三浦 秀雄	公募
	鎌田 真人	公募
	佐藤 敬子	熱海温泉ホテル旅館協同組合
	鈴木 宣弘	熱海市商店街連盟
	惣司三恵子	公募
	津嶋 文子	公募
	原 英之	熱海商工会議所
	深田 真弓	(社)熱海市観光協会
都市基盤	秋山 元	公募
	後藤 巖	公募
	竹内 信子	公募
	田代 力丸	公募
	原 規公	熱海営業自動車組合
	平石 忠久	(社)熱海青年会議所
若林 直	(社)静岡県建築士会熱海支部	

※50音順、敬称略

熱海市総合計画策定委員会委員名簿

	氏名	団体名		氏名	団体名
委員長	櫻井 優	副市長	委員	加藤 安男	建設部長 (平成22年3月まで)
副委員長	植野 勇	総務部長		沢田 修一	建設部長 (平成22年4月から)
委員	藤池 忠夫	教育長		萩原 正敏	上下水道温泉部長 (平成22年3月まで)
	新田 幸夫	財政部長		長津 宏司	上下水道温泉部長 (平成22年4月から)
	小松 久男	観光経済部長		山田 光孝	消防長 (平成22年3月まで)
	小泉治比古	市民福祉部長 (平成22年3月まで)		渡辺 昇	消防長 (平成22年4月から)
	西島 茂	市民福祉部長 (平成22年4月から)		水野 均	防災監 (平成22年3月まで)
	高田 誠	福祉事務所長 (平成22年3月まで)		田中 博	防災監 (平成22年4月から)
	三谷 良男	福祉事務所長 (平成22年4月から)		椎野 政一	総務部参事 (総合政策推進担当) (平成22年3月まで)
				石渡 久照	総務部参事 (総合政策推進室長) (平成22年4月から)

熱海市総合計画策定委員会分科会委員名簿

部門	氏名	役職	部門	氏名	役職
生活・福祉部門	◎高田 誠	福祉事務所長 (平成22年3月まで)	観光・産業部門	◎小松 久男	観光経済部長
	◎三谷 良男	福祉事務所長 (平成22年4月から)		○酒寄 仁司	観光経済部次長 (平成22年3月まで)
	○村田 正幸	市民生活課長 (平成22年3月まで)		栗原 一文	観光経済部参事 (平成22年4月から)
	○石川 雅俊	市民生活課長 (平成22年4月から)		千葉 和良	観光課長
	松井 俊廣	保健課長		渡辺 昭信	産業振興課長
	石川 雅俊	社会福祉課長 (平成22年3月まで)		沢田 修一	観光施設課長 (平成22年3月まで)
	富岡 真一	社会福祉課長 (平成22年4月から)		○長津 義信	観光経済部参事観光施設課長 (平成22年4月から)
	鈴木 斉	健康と子育て支援課長		福井 良憲	工事検査監室長
	間間 孝好	消防署長		野口 文子	文化交流課参事
	川口 重治	出納事務局長 (平成22年3月まで)		都市基盤部門	◎加藤 安男
野中あさか	出納事務局長 (平成22年4月から)	◎沢田 修一	建設部長 (平成22年4月から)		
安全・環境部門	◎山田 光孝	消防長 (平成22年3月まで)	○萩原 正敏		上下水道温泉部長 (平成22年3月まで)
	◎渡辺 昇	消防長 (平成22年4月から)	◎長津 宏司		上下水道温泉部長 (平成22年4月から)
	○小泉治比古	市民福祉部長 (平成22年3月まで)	上西 敏文		建設課長
	○西島 茂	市民福祉部長 (平成22年4月から)	三谷 良男		まちづくり課長 (平成22年3月まで)
	水野 均	防災監 (平成22年3月まで)	菊池 充		まちづくり課長 (平成22年4月から)
	田中 博	防災監 (平成22年4月から)	加藤 忠弘		庁舎建設室長
	藤間 修	防災室長 (平成22年3月まで)	長津 宏司		水道温泉課長 (平成22年3月まで)
	中島 博	防災室長 (平成22年4月から)	山田 義正		水道温泉課長 (平成22年4月から)
	土屋 実	環境センター所長	長津 義信	下水道課長 (平成22年3月まで)	
	雲野 政明	南熱海支所長 (平成22年3月まで)	長津 公美	下水道課長 (平成22年4月まで)	
奥津 博	南熱海支所長 (平成22年4月から)	計画推進部門	◎新田 幸夫	財政部長	
吉澤 一美	監査事務局長		○杉坂 勝則	議会事務局長 (平成22年3月まで)	
渡辺 昇	消防総務課長 (平成22年3月まで)		櫻井 佳一	議会事務局長 (平成22年4月から)	
土屋 千秋	消防総務課長 (平成22年4月から)		小川 洋一	財政課長	
教育・文化部門	◎藤池 忠夫		教育長	椎野 政一	総務部参事 (総合政策推進担当) (平成22年3月まで)
	○田中 博		学校教育課長 (平成22年3月まで)	○石渡 久照	総務部参事 (総合政策推進室長) (平成22年4月から)
	○市川 幹夫		学校教育課長 (平成22年4月から)	多比 晴久	課税課長
	北川 幹夫		教育委員会専門監	松本 敏明	収納課長
	相磯 清		生涯学習課長 (平成22年3月まで)	西島 茂	会計管理者 (平成22年3月まで)
	秋田 陽子		生涯学習課長 (平成22年4月から)	伊勢井 勝	会計管理者 (平成22年4月まで)
	奥津 博	中央公民館長 (平成22年3月まで)	伊勢井 勝	総務課長 (平成22年3月まで)	
	菊岡 祥江	図書館長 (平成22年3月まで)			
	若林 芳和	図書館長 (平成22年4月から)			
	井戸 清二	文化交流課長 (平成22年3月まで)			
山田 秀明	文化交流課長 (平成22年4月まで)				
井戸 清二	総務課長 (平成22年4月から)				

※◎は座長、○は副座長

事務局

総務部参事兼行政経営課長	森本 真
行政経営課参事	仁科 文孝
企画室長	杉村 知志
企画室主査補	鈴木 肇
企画室主査補	高橋 邦治
企画室主査補	後藤 志恵
企画室主事	水口 裕介
表紙写真	総務課 中島 浩太郎

熱海市総合計画策定ワーキンググループ名簿

部門	氏名	部門	氏名	部門	氏名	部門	氏名	部門	氏名
生活・福祉部門	◎ 富岡 久和	安全・環境部門	◎ 山田 賢二	観光・産業部門	◎ 高久 浩士	都市基盤部門	◎ 立見 修司		
	○ 小山みどり		○ 鈴木 正人		○ 木村 雄三		○ 渡辺 拓司		
	水谷奈穂子		池田 圭佑		内藤 直子		○ 小原 健		
	岡部 真裕		大石 真裕		赤津 昇		○ 森野 静		
	小林 啓一		三上 浩美		芹澤 元一		土屋 和也		
	前川美奈子		八木 昭寿		長谷川智志		青木 要子		
	岩下 昭博		佐藤 織絵		前島 清美		遠藤 勇一		
	松浦 利枝		高橋 勝敏		杉山 真士		☆ 山田 真士		
	☆ 椎野 政一		川口 俊一		☆ 秋田 陽子		☆ 櫻井 佳一		
			☆ 小畑 透		☆ 森野 敦		☆ 鈴木 俊男		

※◎はリーダー、○はサブリーダー、☆はオブザーバー